

## 阪神福祉事業団運営理念

- 1 阪神6市1町と協調し、常に広域事業の特性を生かした積極的な事業運営を展開する。
- 2 利用者が個人として尊重され、常に利用者の立場に立った支援を基本とし、生活の質の向上と自立に必要な援助を行う。
- 3 地域社会との結びつきを深め、開かれた福祉サービスの提供を積極的に推進し、地域と一体となった施設づくりをめざす。
- 4 知識、技術に加えて、豊かな人間性を養い、福祉の心をもった優れた人材の育成を図る。
- 5 利用者によりよい福祉サービスを提供するため将来的展望に立った効率的な施設運営により、先駆的な施設づくりをめざす。

## 阪神福祉事業団倫理綱領

- 第1条 利用者の尊厳  
私たち職員は、利用者一人ひとりの尊厳を大切に、安心と誇りを持って暮らせる生活を、利用者とともに作り上げます。
- 第2条 プライバシーの保護・守秘義務  
私たち職員は、利用者一人ひとりのプライバシーを守り、個人情報の秘密を保持します。
- 第3条 人権の擁護  
私たち職員は、利用者に対していかなる時も権威的にならず、体罰・暴力・虐待の行使を許さず、いかなる時も人としての権利を擁護します。また、利用者の財産が不当に侵害されることのないよう適切な管理を行います。
- 第4条 選択権の尊重  
私たち職員は、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切に、利用者自らが選択・決定したことを尊重し、常に対等な立場で誠実に接します。

## 虐待の防止

以下のような行為は、利用者への虐待です。  
不適切な支援から、傷害罪に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利用者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

- 1 身体的虐待  
殴る、蹴る、食事を与えない、部屋に閉じ込める、身体拘束など
- 2 性的虐待  
性的暴力、性的行為の強要、理由なく不必要に身体を触る、裸の写真を撮るなど
- 3 心理的虐待  
心を傷つける言葉を繰り返す、言葉による脅迫、成人の障がい者を子ども扱いするなど
- 4 放棄・放置  
話しかけられても無視する、失禁をしていても衣類を取り替えない、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど
- 5 経済的虐待  
本人に同意を得ない年金の流用、財産の不当な処分など
- 6 その他  
しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です

- 第5条 利用者との関係  
私たち職員は、利用者一人ひとりの声に耳を傾け、誠実に対応し、援助を求められたときは適切な解決にむけ努力します。
- 第6条 地域社会との関係  
私たち職員は、利用者一人ひとりが地域社会の一員として認められ、豊かな生活が過ごせるために、地域の方々との理解と協力が得られるように努めます。
- 第7条 職員の資質向上・自己研鑽  
私たち職員は、利用者支援に必要な専門性を高める努力を怠らず、責任ある社会人としての資質を保持します。

## 職員の心がけ



### 「あいさつと笑顔、言葉遣い」

- 1 いつも笑顔で積極的に挨拶をしましょう。
- 2 仲間と一緒にチームワークを大切にしましょう。
- 3 事業団の目指すべき方向を理解し、共に歩みましょう。
- 4 社会人としての常識と道徳を持ち、組織規範とルールを守りましょう。
- 5 汗をかき、知恵を働かせ、プロとしての知性・感情・意志を磨きましょう。

## 職員必携



## 社会福祉法人 阪神福祉事業団

## 阪神福祉事業団職員行動規範

- 1 私たち職員は、利用者一人ひとりを尊重し、基本的な人権を擁護します。
- 2 私たち職員は、利用者のプライバシーを守るとともに、個人情報について適切に管理します。
- 3 私たち職員は、福祉サービスの提供において、体罰・暴力・虐待を禁止し、人権擁護について積極的に推進します。
- 4 私たち職員は、利用者の財産が不当に侵害されることがないよう、適切に管理します。
- 5 私たち職員は、利用者が本人の意思により選択し、決定することを支援します。
- 6 私たち職員は、利用者に係るサービスの立案、個別支援プランの作成にあたっては、利用者本人及び家族の主体的な参画を基本とします。
- 7 私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情に対して、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図ります。
- 8 私たち職員は、利用者の生活の在り方について、本人の意向を基本とし、適切な支援を行います。
- 9 私たち職員は、一人ひとりのニーズに基づいた福祉サービスを提供します。